

《再開、会議》

◇議長 西田時雄

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 西田時雄

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

4番 山田勝裕君。

◇4番 山田勝裕

はい、議長。

それでは、3月議会トップバッターとして、まずは今回の能登半島大地震で被災された皆様にお見舞いを申し上げます。

私自身も先月2月後半に災害ボランティアで能登町の宇出津の方に行ってきました。家屋倒壊はもちろんのこと、テレビ等でみる以上にまず、現地の360度、空気感が違うっていうことを実感して帰って参りました。

思ったことは、被災者ファーストで復興に取り組まなければならないだなあということを感じている次第です。

今回の一般質問でも災害の地震に関連する質問を一括方式で2問伺いたいと思います。

1点目は、災害発生時の情報提供のあり方についてであります。

今回の能登地震では、川北町では人的な被害もなくまた甚大な建物被害もなかった

ということですが、今回の地震を通して、様々な課題も浮き彫りにされています。

その課題の中で一つ災害発生時の情報の収集と提供が錯綜していたことが上げられていました。今回の場合であれば、地震や津波の情報、被災状況や避難の方法など海岸地区と内陸部など地域によって格差はあるものの、これは被災地に限らずいろんな住民の皆さんは、適切な情報の収集と提供を待ち望みながら自らの行動の在り方を模索していたように思います。テレビの報道では、とにかく逃げてという津波から身を守ることの一辺倒であったようすし、また、白山市の方から防災無線の音が鳴り響いていました。そういった状況からこの役場前の町の幹線道路である県道鶴来・美川線も鶴来方面に移動・避難する車で渋滞が発生していました。

避難された方の中には、川北町内だけでなく、美川地区などの白山市からの方も多かったようすし、今回の災害発生時での情報提供のあり方も問われているのではないかと思います。

川北町も東西に細長い地域でありますので、一概に統一した情報提供というのは難しいのかも知れませんが、町ではどのように情報収集に努め、町民への情報提供はどのようにされたのか、防災無線は機能したのか、またどう活用すべきなのか。

例えば、避難所の開設状況や閉鎖する情報だけでも町のHPだけでなく、一斉の情報提供があってもよかったのではないかと思います。が、当局の情報提供のあり方と今回の災害からの教訓と方針を伺いたいと思います。

そして、2 点目は川北町への 2 次避難者の状況についてであります。

先程言いましたように被災者ファーストの取り組みが大事だなあと痛感しています。今回の大地震による避難者は、14,000 名を超える状況で被災地からの 1.5 次、2 次避難者も約 5,000 名になる状況です。これから仮設住宅への入居や水道の復旧など災害復興が進めばその人数が変動するとはいえ、それでもまだまだ多くの方々が長期にわたって避難生活を余儀なくされる状況が続くと予想されています。

川北町では、町営住宅の提供を中心に多数の方が避難している状況ですが、親戚・知人を頼って、1.5 次、2 次避難している方もいらっしゃいます。内閣府や県では、そのような方々の把握にも努め、自治体間での情報共有と支援のための被災者台帳の有効性と活用を図るとのことです。

現在、町では、町営住宅避難者へはもちろんのこと親戚関係への避難者の方々へも支援する旨の放送が毎日流れており、有効に支援できることを願っていますがその避難者の把握はできているのでしょうか。

そのような親戚関係への避難では避難してきた方々のご苦労はもとより、受け入れておられる方々の負担もそれなりにあることも事実です。それこそ、小さい町だからこそできるきめ細かい住民サービスを発揮する機会ではないかと理解しています。

町への 2 次避難者への全体像と支援の状況並びに今後の支援の在り方について伺いたいと思います。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それではお答えを致します。

はじめに今回の能登半島地震で被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げますとともに故郷の一日も早い復旧復興を願うところであります。

1 点目の災害発生時の情報提供についてですが、先ず、当日の対応について申し上げますと、地震発生直後に、防災行政無線の Jアラートによる地震発生情報が流れています。その後、午後 4 時 30 分に災害対策本部を設置を致しましたが、大変寒い中、既に多くの住民の方が自主避難のため指定避難所に詰め掛けていたこともあり、参集した職員は、優先的に避難所開設の対応にあたっているのが見受けられました。

また、本町の震度が 4 ということで、幸いですが町内で大きな家屋被害も確認されず、津波に関する石川県の津波浸水想定区域図や地域防災計画には、本町における津波の想定が無いこと、また、既にテレビ等で避難情報が放送されていたこともあり、過度な呼びかけはより一層混乱を招く恐れがあると判断し、控えたのが当時の状況であります。

皆様ご承知のとおり、地震というのは、水害や台風と違い、前もって想定できるものではありません。

県の総合防災情報システムからの情報収集のほか、消防団員の皆様による警戒巡視、区長や民生委員の皆様への要支援者を含む、地域住民の避難状況や被害状況の確認など、懸命に情報収集を行っております。

さらに、指定避難所の開設状況をホームページやメール配信、SNS、区長への電話連絡など様々な媒体を活用して、随時、周知を図りましたが、いかんせん人員不足もあり、防災行政無線などの周知が、十分ではなかったとのご意見については今後に活かして参りたいと考えております。

災害時の被害を最小限に抑えるためには、何といたっても自分の命は自分で守るという自助、そして、地域や近隣の人がお互い助け合う共助が大切であります。

また、能登半島地震でも、日頃からの避難訓練がとても役に立ったとの報道があり、さらに小中学校での地震を想定した避難訓練も大いに役立っています。

このような観点からも日頃からの備えの周知や訓練の実施、地区防災計画の作成、自主防災組織への支援など地域の皆様との連携した取り組みをより一層進め、防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るとともに、情報発信のあり方についても、引き続き、対応を検証し、周知方法の多角化やマニュアル化など取り組みを進めて参ります。

次に2点目の本町への避難状況について申し上げます。避難されている方は、町営住宅に入居した14世帯を含め、合計で36世帯84名でしたが、故郷にすでに帰宅したり、他の避難施設へ移動したりした方もありまして、現在は30世帯74名であります。

町では、町内への避難されてきた方々に対して、様々な支援策を講じています。主なものを紹介しますと、まず、生活必需品の支給は、被服や寝具、衛生用品、台所用用品などの物品を申請により支給し、災害救助法で定められているもののほか、町独

自で川北産のお米も1世帯当たり10kg、3人以上の世帯では、20kgを支給致しております。

また、県の生活家電の購入支援もありますが、これは、応急仮設住宅、みなし仮設住宅、公営住宅に入居している方に対し、洗濯機、冷蔵庫、テレビを家電1点につき6万円、1戸あたり総額13万円を上限に支援するもので、町営住宅入居者14世帯のうち11世帯が既に申請を終えております。

さらに、1月17日より設置致しています相談窓口、町民からのご好意や町で準備した支援物資の提供にも多くの方々が利用されており、2月22日からは、町内巡回バスの利用の受付を開始し、数名の方が登録されております。

町や県の支援情報については、該当する全ての世帯に通知を送付するなどきめ細やかな対応を心掛けております。

今後も、被災者に対する支援につきましては、その時々ニーズに合わせて、引き続き積極的に取り組んで参ります。

◇議長 西田時雄

5番 宮崎 稔君。

◇5番 宮崎 稔

はい、議長。

質問に先立ちまして、元旦に発生しました能登半島地震でお亡くなりになった方々に、ご冥福をお祈り致します。

そして、ご遺族と被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、3月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、能登半島地震の被災状

況を受けて、災害に強いまちづくりに資する耐震改修促進計画と空き家対策計画の在り方について、分割質問方式により２問お伺いします。

最初に耐震改修促進計画についてお伺いします。

能登半島地震での死亡者は、240 人以上となり、その 8～9 割が家屋倒壊に伴う圧迫や窒息により死亡したとされております。

被害の大きい家屋は、高齢者の住む耐震性の低い住宅が多いと言われており、地震災害で死者を出さない為には、住宅の耐震化が重要であることが改めて認識されております。

川北町でも 1980 年以前に建てられた耐震性の低い住宅が令和 2 年度で 730 戸あるとされており、これらに対して町では、最大 150 万円の補助金制度を設けて、耐震改修を推進されて来られました。

しかし、高齢者のみの住宅が多く、高額な費用が必要な為、耐震改修は、ほとんど進んでいないのが現実です。だからと言って、地震で死者が出てもいいというわけにはいきません。たとえ住宅が傾いても、最悪、倒壊しても、命だけは守る備えをしておかなければいけません。

大がかりな耐震改修をしなくても、部分的な耐震性の強化や耐震シェルター、防災ベッドの設置などで、命を落とすリスクは軽減できるとされております。しかし、これを高齢者の自助努力に任せていたのでは、なかなか進みません。災害に強い町づくりの一環として、行政支援が必要だと思います。

私は、この事を 2022 年の 3 月議会定例会

で質問させて頂きましたが、その時のご答弁として、「対象となる住宅の所有者に対して、定期的にチラシを配布するなどして周知してゆく。リフォーム助成と一体的な改修を促す。町民に負担をかけない町独自の耐震制度を進める。」とのお答えを頂いております。これまでの町の取り組み内容とその成果についてご説明を頂きたいと思います。

又、最近では、押し入れにフィットする耐震シェルターや家具調仕立てのシェルター型の防災ベッドなど安価で実用的なシェルターが出てきており、補助金制度を設けて普及に取り組んでいる自治体もあります。当町でも是非、検討をお願いしたいと思います。

最後に災害が起きても死者は絶対に出さないという決意を新たにして頂き、住宅倒壊から命を守る為に補助制度も含めた安全対策をさらに強力に進めて頂きたいというお願いを致しまして、町のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

町では、平成 18 年の建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、平成 19 年度に耐震改修促進計画を策定し、その後、令和 2 年度に改訂を行っております。

これまで、町では令和元年度に 2 件の耐震改修が実施されており、耐震改修の促進

を図る取組みと致しましては、広報紙やホームページへの掲載、チラシの回覧に加え、住宅耐震相談会の開催など周知に努めて参りました。

その他、住宅リフォームにあわせ、リビングや寝室など家屋の一部の耐震化に対する補助についても検討を重ねて参りましたが、部分的な改修では十分な効果が得られる科学的根拠が無いことや、費用面に加え、工事期間の長期化など住民負担への課題も多く、未だ制度設計には至っておりません。

しかし、議員提案の耐震シェルターや防災ベッドなどは命を守るという点では、有効な手段の一つであります。町と致しましては、先ずは、指定避難所の整備に注力しなければなりません。

また、町民の命を守ることも大変重要であるということは、承知致しておりますが、限られた財政運営の中で町民にとって少しでも有効な制度の創設が出来ないか検討を重ねて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇5 番 宮崎 稔

議長、5 番。

◇議長 西田時雄

5 番 宮崎 稔君。

◇5 番 宮崎 稔

はい、議長。

2 点目の質問は、空き家対策計画についてお伺いします。

昨年 12 月に空き家等対策特別措置法が改正施行されました。この改正により市町村が重点的に空き家の活用を図るエリアを空き

等活用促進区域と定め、空き家所有者への働きかけや空き家の用途変更、建て替え等を促進することが出来るようになっております。

この考え方は、単に空き家の活用を促進するだけではなく、空き家が増えることで活力やコミュニティが弱体化した地域の経済的社会的活動や福祉活動、地域コミュニティの維持促進を図ることを目的としています。

この仕組みを活用すれば、川北町でも空き家が増えてきた区域を地域住民と相談しながら、住宅再生区域や移住促進区域などと指定して、地域の再生や活性化に繋がられるのではないかと思います。

現在、川北町の空き家総数は 91 戸となり、この 9 年間で 2 倍以上に増加しております。高齢者のみが住む所謂、空き家予備軍も増えていることから、今後、空き家は更に増えていくと予想されます。この多くは、1980 年以前に建築された耐震性の低い木造の家屋だと推測され、救急車両も通れない狭い道路を挟んで密集している所もあります。地震にも火災にも弱い住宅区域となっています。

また、川北町では、集落周辺の白地農地を転用する宅地開発が進んでいますが、人口減少時代に向かって上下水道などのインフラ施設を周辺に拡張するのは、必ずしも得策ではありません。集落内に増えつつある空き家エリアを活用した宅地開発に比重を移していかなければいけないと思います。

空き家の増えた一定の区域をまとめて道路を広げ、区画整理し、与九郎島出身の建築家南俊允さんの提唱する「用水を生かした住民の交流空間」も取り入れ、子どもた

ちが将来ここに住みたいと思えるような安全安心で綺麗な街並みに変えてゆく、そんな夢のある未来図を描いていくことがこれからの空き家対策ではないでしょうか。

今回の法改正でできた新しい制度がこれからの集落地域再開発の取組みに繋がれるよう私は期待をしたいと思います。町では、この制度をどのように町の空き家対策計画に取り込んでいくおつもりなのか伺います。

◇議長 西田時雄

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

町では、平成 28 年度に空き家等対策計画を策定し、昨年度改訂を行っております。空き家対策につきましては、空き家の所有者に対しチラシの配布、町広報紙への掲載により町民への周知を図っているほか、今年度は、南加賀の自治体合同による空き家対策セミナーを町文化センターで開催し、多くの方にご参加頂きました。

また、令和元年度から空き家等の解体事業に対する補助を実施しており、これまでに 19 件の解体が行われております。

更には、今年度から空き家バンクに登録した物件に対する改修補助や売買などの契約が成立した際に、提供者に奨励金を交付する制度を創設したほか、毎月第二木曜日に空き家相談会を開催するなど、空き家問題の解消に向けた取組みに注力して参りました。

昨年 12 月の空き家等対策の推進に関する特別措置法の改正は、空き家等活用促進区域を設定することで空き家の活用拡大、管理不全空き家の発生を抑制し、地域の活性化を促進することを目的としています。

区域設定には、関係機関との協議・調整に加え、様々な要件が求められるため、今後も地域や関係機関と連携し、空き家等の活用需要を的確に把握することにより、空き家等の活用拡大に向けた取組みを検討して参りたいと考えております。

◇議長 西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい、議長。

能登半島地震において、被災され、お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、今なお苦しい生活環境下におかれている被災者の方々に、お見舞いを申し上げたいと思います。

幸い我が町では、大きな被害はみられませんでした。町民の中には、本人を始め、親類、知人、友人が被災された方も多く、若い人たちもたくさんの友人が被災し、今なお苦しんでいる状況であります。

我々にとりましても決して他人事ではありません。被害の少ない地域が、甚大な被害地域を支援し続け、そして助け合うことが大事だと思っております。オール石川、オール川北で一緒に乗り越えていきましょう。

それでは、3 月議会定例会におきまして、私からは、求人支援・就労支援について、そして、空き家対策、空き家バンクの推進・

強化について、以上、2 点を分割質問方式により質問させていただきます。

先ずは、求人支援・就労支援についてお尋ね致します。

現在、町内企業はもちろんのこと、県内の企業は、製造業はもとより飲食業や農業なども含めた殆どの産業で人手不足に悩んでおります。以前は、外国人技能実習生に頼っていましたが、現在の円安傾向では外国人就労者の数も減少気味であり、益々人手不足に拍車がかかっております。

また、製造業などでは、この円安により輸出向けの受注が増加している企業が多くあるものの、人手不足のために仕事がさばけず、納期遅れによるキャンセルなど、商機を逃してしまうケースが出てきていると聞いております。この人手不足問題の解決を町としても何か支援出来ないものでしょうか。他地域では、テレビ CM を使って「当該地域で働こう！」と地域を挙げてのキャンペーンを開催したり、ハローワークだけに頼らず、求人情報を独自で地域の人目のつく場所に掲示するなどの方策を実施しております。

確かにハローワークでは、検索ページにて、より簡単に求人検索は可能ですが、求人企業も多く大手企業への応募に流れる傾向もあり、川北町の小規模事業所にとっては、なかなか就労希望者が集まらないのが現状です。この町内企業の難局を町としても何か支援出来ないものでしょうか。

令和 4 年 3 月議会にて私が一般質問させて頂きました高齢者の就労支援にも繋がります。高齢者はもちろん、若い人にも町内企業の求人が伝わるようになれば、働く場

所もある住みよい町と謳い、移住・定住促進にも繋がるはずです。

町内の求人支援・就労支援について、町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

求人支援・就労支援についてのお尋ねでございますが、3 月 1 日公表のハローワーク小松の業務月報によりますと、求職者 1 人に対する求人数を示す有効求人倍率は、1.19 倍で 6 ヶ月連続で 1 倍を上回り、うち、正社員の有効求人倍率も 4 ヶ月連続で 1 倍を上回っております。

職業別有効求人倍率の状況を見ますと、建設・採掘が 13.50 倍で最も高く、保安の職業 6 倍、サービスの職業 2.58 倍、輸送・機械運転 2.36 倍となっており、特に建設業での人材確保が難しい状況と認識しております。

また、石川労働局発表の年齢別新規求職者の動向では、60 歳以上の求職者数が 1,056 人で最も多く全体の 28.2%を占めており、続いて 50 歳代、40 歳代の求職者が多い順となっているのが現状です。

少子高齢化と人口減少が進む社会において、近年、企業の人材獲得がますます難しくなっており、町では今年度、川北町の新時代へ向けた地域社会を担う人材確保を図るため、地域産業に就職した若者に対する奨学金返還の支援を行う事業を創設し、

すでに 15 人を対象に支援致しております。

また、議員ご指摘のとおり、小規模企業には就労希望者がなかなか集まらないという大変厳しい現状では、如何にして求職者に対して興味を持ってもらえるか、関心を寄せてもらえるかということが極めて重要になります。

その支援策の一つとして、新年度に企業人材採用 PR 動画作成費補助事業を創設致しました。

企業の皆さんが仕事の風景や職場の雰囲気、働く人の人柄など、多くの魅力発信できる動画作成に支援をしていますので、ぜひ事業を活用して、SNS や YouTube などのネット媒体を通して魅力を配信し、人材を確保して頂きたいと考えております。

また、先般、他の商工会では企業別の求人情報ガイドを発行しており、大変有効だと考えております。

地域の持続的な発展のために人材の確保は不可欠でございます。今後とも、商工会やハローワークとの連携を密にし、求人募集などリアルタイムな情報発信ができるようサポートして参ります。

◇7 番 井波秀俊

議長、7 番。

◇議長 西田時雄

7 番 井波秀俊君。

◇7 番 井波秀俊

はい、議長。

ありがとうございました。期待しておりますので、町としてのいろいろな支援をよろしくお願い致します。

続きまして、宮崎議員の質問にもございましたように私からは、空き家対策、空き家バンクの推進・強化についてお尋ねします。

空き家については、全国的に深刻な問題であり、我が町においても年々空き家が増えてきている状況でもあります。町でも空き家対策計画を策定し、空き家等解体事業補助金や空き家バンク制度の導入、昨年、開催されました空き家対策セミナーなど、各種支援と対策がすすめられております。

しかしながら、空き家バンクにおいては、現在の登録がなく、今のところ効果が出ておりません。ちなみに他の自治体の空き家対策の状況や成果などはどのようなものになっているのでしょうか。先の震災時、能登地方では空き家も多く、崩壊した空き家が、道路や上下水道などインフラの復旧作業にも支障をきたしております。

まだまだ余震が続いている中で空き家周辺の住民の不安はもちろんのこと、いつまた地震が起こるかわからない今、この空き家対策を更に強く加速していかなければいけないのではないのでしょうか。

また、空き家バンクに関しましても、登録があれば被災者の 2 次避難場所にも活用出来た可能性もあるのではないのでしょうか。

そして、災害以外でも、都会から田舎への移住では、新しく家を建てるのではなく、安価で直ぐに入居可能な空き家や中古物件を求めている人も多いと聞いております。

さて、以前、行政視察に伺った徳島県神山町では、商工会や建築組合などが協力し

移住者だけではなく、IT 企業の進出や空き家を活用した店舗も相乗効果により増加している事例もありましたことから、我

が町においても先ず空き家バンクの登録推進強化が必要なのではないでしょうか。

移住・定住策はもちろんのこと、災害時の対策にも繋がる空き家対策、空き家バンクの推進・強化はとても重要で喫緊の課題だと思いますが、町当局の考えを伺います。

◇議長 西田時雄

土木課長 川北征章君。

◇土木課長 川北征章

はい、議長。

お答え致します。

空き家の増加につきましては、全国的に深刻な問題となっており、本町においても例外ではありません。

近隣の自治体の対策につきましては、空き家バンクの設置や、改修、解体にかかる補助制度を実施しており、近年は、解体工事の補助件数が増加しているとのことでありました。

また、能登半島地震の被災者から、空き家の提供について問い合わせはあったものの入居事例はございませんでした。

本町でも、空き家の利活用を図るため、空き家バンクを設置しておりますが未だ空き家バンクへの登録はございません。

このような状況に鑑み、今年度、空き家バンクに登録した物件の売買等の契約が成立した際に、提供者に奨励金の交付や空き家の改修等にかかる補助制度を新たに創設し、空き家バンクへの登録促進に向けた取り組みを行っております。

また、補助制度等のチラシの配布に加え、空き家の所有者へは、定期的に意向調査を

実施しており、電話による確認等を行っていますが、所有者の空き家に対する思い入れが強く、簡単には賃貸や売買を行う方向には、なかなか進まない現状にあります。

このように厳しい状況ではありますが、今後は、他の自治体の取り組み等を参考にするとともに、関係機関と連携を密にし、空き家バンクへの登録促進や空き家解消等の取り組みに努めて参りたいと考えております。

◇3 番 中村勝巳

議長、3 番。

◇議長西田時雄

3 番 中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳

はい、議長。

一般質問の機会を頂きましたので、分割質問方式で3点の質問をお伺いさせていただきます。

1点目の質問は、2次避難者へのケア支援対応についてであります。

令和6年1月1日の午後4時過ぎに、能登半島地震が発生しました。元日ということもあり穏やかに和やかに過ごす新年であったはずが、最大震度7による地震の衝撃は想像の域を超え未曾有の大地震となりました。

この地震によりお亡くなりになられた方には、心よりご冥福を申し上げますとともに、家屋等に被害を受けられた方々にはお見舞い申し上げたいと思います。

今回の能登半島地震に伴う災害支援対応として、川北町においては、1月4日から

の義援金受付開始、1月7日からの生活支援物資の受付・搬送、そして、被災地能登4市町への職員派遣。更には、被災された方の2次避難先として町営住宅の受入れ等々、川北町として迅速に災害支援対応を行って来たことは、被災支援の役割をしっかりと果たされたものと思っています。

特に2次避難先として、当川北町に避難されて来られた方々にとっては、川北町民と何らかの深い関わりある親戚や友人等であることと思います。

被災直後は、家屋の損壊ショックに加え、心身的な動揺の中、同居家族の安否確認を第一に衣食住の確保等に苦心されていたものと思います。2次避難先として、町営住宅が提供できたことは、被災者支援対応としては本当に良かったと思っています。

しかし、震災後3ヶ月以降について被災者支援対応が非常に大事と言われています。これは、過去に発生した熊本地震等の報告データでも立証されており、2次避難生活が少し落ち着くと被災者の方が次に抱える悩みは、生活基盤となる自宅の修復資金、移住、定住先の判断、生活移動手段の確保、今後の仕事先や生活費工面等々、心身的精神的な不安が大きくなって高いストレスに繋がっていくと言われています。

避難生活で生じる心身の不調が原因となる災害関連の病気や死亡が発生するのも、被災後の3ヶ月を経過した頃だそうです。物質的支援と合わせて特に心身的なケアも重要であると思います。

町としても、相談窓口の設置をされていますが、避難所第一と捉えるのではなく避難者第一のケア支援が大事と捉え、被災者に

寄り添い、思いやりを持ったカウンセリングやメンタルヘルス対応とともに、町社会福祉協議会による被災者への巡回訪問、川北温泉入浴サービス、コミュニティづくりのための各種サロン活動の実施等、被災者生活の必要性に応える情報発信や支援メニューをさらに検討して頂きたいと思いますが、町当局の考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

福祉課長 山本忠浩君。

◇福祉課長 山本忠浩

はい、議長。

お答え致します。

能登半島地震発生から2ヶ月が経過し、被災した市町ではライフラインや道路の整備の他、仮設住宅の建設など、徐々に復旧作業が進んでいます。

しかし、未だ県下全域で避難所生活を余儀なくされ、また、公営住宅や親類縁者に身を寄せている方も多数居られるのが現状です。

被災された方の多くは、これまでに経験したことがない緊張感、不安感、喪失感により、大きなストレスを感じており、心身ともに疲弊されておられることと思います。こうした心身の不安を払拭するためには、これから永い年月が必要かと思われます。

本町においても、町営住宅へ入居されている方や親戚を頼って各家庭に入居されている方々へのケアが今後も大切であると認識しております。

先程の山田議員の答弁でも申し上げましたが、町では、被災者に寄り添った支援を

図るための相談窓口を早期に設置しております。物資の提供や生活必需品・家電の購入などの経済的支援に加え、被災者の生活不安や子育て世帯、高齢者世帯の身体的な不安をその都度、聞き取りし、情報提供などを行っています。

今後の避難者へのケアについては、被災地の復旧状況により変化していくことが想定されますが、孤立感・孤独感を軽減する方策として、地域コミュニティ等の活用や各世帯の生活実態に応じたケアについても検討を進めて参りたいと考えております。

町社会福祉協議会での巡回訪問については、町が激甚災害市町に指定されていないことから単独での支援ではなく、県社会福祉協議会や県と連携して取り組んで参ります。

今回の大地震により、豊かな能登の原風景が大きく様変わりした現状を見ますと大変心が痛む思いであります。

今後も引き続き、被災者への積極的な支援を行うとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りし、答弁と致します。

◇3 番 中村勝巳

議長、3 番。

◇議長西田時雄

3 番 中村勝巳君。

◇3 番 中村勝巳

はい、議長。

2 点目の質問は、町独自の被災者生活支援金給付についてであります。

今回の能登半島地震の震度規模は、能登地方の最大震度 7 を始めとして、各市町に

おける被害状況に大小はあったものの、ほぼ県全域に被害が及びました。

当川北町は、震度 4 と発表されていますが、東西に長い川北町においては、地域ごとの震度にかかなりの差異があったようです。被害状況については、人的な被害はなし、全壊・半壊等の大きな住家被害はなし、屋根瓦の落下や外内壁の亀裂、ブロック塀や墓石の倒壊、西部地区における液状化や道路の陥没化や亀裂等々が報告されています。被害状況に関して、当町の方が加入されております組合保険だけでも、100 数 10 件を超える家屋被害の申告件数を受付たと情報を頂いており、特に一部損壊被害が多かった地域は、西部地区が多く約 7 割強であったそうです。被害件数の多い西部地区はこれまでにない揺れで、最大震度 5 に近いものと思われます。幸いにして、人的被害や半壊以上の住宅被害が無かったことが何よりであり、安堵する次第です。

被災日以降より、地元 T 区内の被災状況の聞き取り等を行い、屋内外の損傷状況把握に努めましたが、屋根瓦落下や外内壁亀裂等の一部損傷を受けた方々からは、「町の被災者支援対応はいったいどうしたんや」との質問を多く受けました。

家屋世帯の被災補償は、被災者生活再建支援法に基づき、「1. 全壊、2. 大規模半壊、3. 中規模半壊、4. 半壊、5. 準半壊、6. 一部損壊」の 6 区分化されており、全壊～中規模半壊までは国の制度による支援、半壊～準半壊～一部損壊は、各市町の独自制度で支援金の設定が行えるようです。

今回においても、金沢市以北 6 市町以上の行政が独自に 5～6 区分に当たる準半壊

については、7万5千円から15万円、一部損壊については、1万から5万円について給付しています。

当川北町においても、屋根瓦落下や壁亀裂被害100数10件以上にのぼり、その内、罹災証明書発行22件、被災証明書発行14件となっております。

町長は、「豊かな未来、住み良い町づくり、一步一步確実に」というスローガンを掲げて、今期の行政を遂行されておりますので、住み良い町づくりの一環として、今回被災を受けられて家屋修復等をされる世帯に心ばかりの気持ちとして、町独自の被災者生活支援金制度を設定してはいかがかと思いますが、町長のお考えを伺います。

◇議長 西田時雄

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

今回の地震による石川県内の住家被害は、全壊、半壊、一部損壊等合わせて、現在、約8万棟であり、改めて被害の甚大さを実感しています。

そのような中、本町におきましては屋根瓦の落下や内外壁の亀裂などはあったものの、大きな建物被害もなく、安堵しているところでございます。

今回の地震による町内の被害状況につきましては、議員ご指摘のとおり、西部地区に被害が多く見られ、橘新と橘地内の道路の陥没や、朝日天保島地内の農地の液状化による被害については、災害復旧事業費を今回の3月

補正予算に計上致しております。

町独自の被災者生活支援金制度のご提案でございますが、今回の震災で町に申請のあった罹災証明の全てが被害程度が10%未満の一部損壊でありました。

全壊や半壊など住家に大きな被害が確認されれば被災者の生活再建支援のため国・県の支援に加え、町独自の支援についても検討を進めるべきと考えておりますが、本町では、停電や断水もなく、日常生活に大きな影響を与える半壊や準半壊を超えるような被害は把握をしております。

また、近隣市町での一部損壊世帯に対する支援金等の独自給付はなされておらず、また、今回の本町全体の被害状況を勘案しても現在のところ一部損壊住宅の世帯への町独自の生活支援金の給付を行う予定はございません。

個々で、地震保険での対応もされていると思います。

住家被害のあった皆様には、心からお見舞いを申し上げますとともに、住家の耐震に不安を感じている方には、町で実施している耐震診断や耐震改修の支援制度のご活用を検討頂き、今後、その制度周知にも努めて参ります。

◇3番 中村勝巳

議長、3番。

◇議長 西田時雄

3番 中村勝巳君。

◇3番 中村勝巳

はい、議長。

今後、ますます罹災証明書をとられる方

がでてくるのではないかと思いますので引き続きご検討をよろしくお願いします。

それでは、3 点目の質問は、川北町としてのSDGs 目標の策定についてであります。

SDGs とは、2015 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて加盟国が全会一致で採択をされた 2030 年までの国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから設定されており、地球上の誰一人取り残さない未来を築くことを誓うものです。

近年、すっかり生活に浸透した言葉SDGs。ただ、その意味を問われると環境問題？エコのこと等々、ぼんやりしたイメージしかない人が多いと思います。SDGs が画期的なのは環境と経済、社会の問題も融合して考える取り組みでもあります。

未来の人達も豊かに暮らすことが出来る持続可能な社会を実現して行く先導役は、各自治体であると思っています。そして、その目的は地方創生であり、日本全国で少子高齢化や人口減少が進行する中で、地方地域における経済の衰退を食い止めるための施策となります。具体的には、各地域が少子高齢化社会に対応してまち・ひと・しごとを活性化させていくことを目指すべきだと思います。自治体SDGs の目標は、持続的に成長していける力を確保しつつ、行政、企業、地域住民の連携促進を図り、人々が安心して生活ができるようなまちづくりを行うものだと考えています。

現在、県内各市町においてSDGs を策定し、活動を推進しています。たとえば「未来を担う人材の育成K市」、「AI を活用した公共交通T町」、「市民協働によるSDG

s の推進N市」、「暮らしやすさを日本一、実感できるまちN市」、「ゼロカーボンシティ宣言U町」等々、その町の一番持続していきたい目標を設定しております。

川北町にも魅力的な観光スポットも何ヶ所あります。また、町民憲章でも謳っている「愛しましょう 水と緑豊かな町を、守りましょう 思いやりのある住みよい町を、創りましょう 香り高い文化の町を、築きましょう 風土にあった産業の町を、育てましょう 若さあふれる希望の町を」という町民憲章でありますから、そのいずれかの項目でも良いと思います。持続可能としたい最優先項目をSDGs の目標としてはと考えます。

素晴らしい川北町を将来の子供達に残していくため、川北町の立地条件や風土、産業、文化、環境等に合った川北町版のSDGs、持続可能な開発目標を1~2年先を見据えたものとされてはいかがでしょうか。

町当局の考えをお伺いします。

◇議長 西田時雄

総務課長 大山恭功君。

◇総務課長 大山恭功

はい、議長。

お答え致します。

SDGs は、ご承知のとおり、国連が定めた様々な分野に跨る 2030 年までの 17 の持続可能な開発目標でありまして、地方公共団体においても、SDGs を意識した取り組みが求められています。

町と致しましても、第2期の「川北町版総合戦略」にSDGsに関連した文言を追記し

たほか、中学校では、総合的な学習の時間の課題研究の一つとして SDGs の内容をテーマにした研究が行われており、去る 1 月 28 日に開催された町民サミットでは、約 60 人が参加し、SDGs をテーマとした意見交換が行われました。

現在、町が実施している施策の全てが、SDGs の取り組みに当てはまるものだと認識しております。

そして、今後も様々な課題に対する取り組みが SDGs の推進、そして、地方創生に繋がるものだと考えております。

町として、SDGs に特化した計画の策定予定はありませんが、主要な施策を推進するうえで、SDGs の理念を勘案して取り組みを進めます。

そして、今後改定を予定している第 3 期の川北町版総合戦略や町の総合計画においては、各種施策を SDGs との関連性を踏まえて、基本方針や基本目標を策定するなど取り組みを深化して参りたいと考えております。

◇議長 西田時雄

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 西田時雄

日程第 2、議案第 1 号から議案第 24 号及び承認第 1 号から承認第 2 号までを一括議題とします。

これから各常任委員長及び予算決算特別委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

◇議長 西田時雄

総務産業常任委員長、窪田 博君。

◇総務産業常任委員長 窪田 博

はい、議長。

総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

承認第 1 号、令和 5 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求めることについてのうち、その所管に属する関係部分、議案第 9 号、川北町役場事務分掌条例の一部を改正する条例について、議案第 10 号、川北町職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第 11 号、川北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第 17 号、令和 5 年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第 19 号、令和 5 年度川北町簡易水道事業等特別会計補正予算、議案第 20 号、令和 5 年度川北町農業集落排水事業特別会計補正予算、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 西田時雄

教育民生常任委員長、山田勝裕君。

◇教育民生常任委員長 山田勝裕

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査結果の報告を致します。

承認第 1 号、令和 5 年度川北町一般会計補正予算の専決処分の報告並びに承認を求

めることについてのうち、その所管に属する関係部分、承認第2号、川北町手数料条例の一部を改正する条例の専決処分報告並びに承認を求めることについて、議案第12号、川北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第13号、川北町体育施設条例について、議案第14号、川北町ふれあい健康センター条例の一部を改正する条例について、議案第15号、川北町老人福祉センター百寿会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、議案第16号、川北町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第17号、令和5年度川北町一般会計補正予算のうち、その所管に属する関係部分、議案第18号、令和5年度川北町国民健康保険特別会計補正予算、議案第21号、令和5年度川北町介護保険事業特別会計補正予算、議案第22号、令和5年度川北町介護保険サービス事業特別会計補正予算、議案第23号、令和5年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第24号、白山野々市広域事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更について、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

◇議長 西田時雄

予算決算特別委員長 山村秀俊君。

◇予算決算特別委員長 山村秀俊

はい、議長。

それでは、予算決算特別委員会に付託されました案件について、その結果の報告を

致します。

議案第1号、令和6年度川北町一般会計予算、議案第2号、令和6年度川北町国民健康保険特別会計予算、議案第3号、令和6年度川北町介護保険事業特別会計予算、議案第4号、令和6年度川北町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第5号、令和6年度川北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号、令和6年度川北町簡易水道事業会計予算、議案第7号、令和6年度川北町工業用水道事業会計予算、議案第8号、令和6年度川北町農業集落排水事業会計予算、以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。

《質疑・討論・採決》

◇議長 西田時雄

これで、常任委員長及び予算決算特別委員長の審査の経過並びに結果の報告を終わります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第1号から議案第24号及び承認第1号から承認第2号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第1号から議案第24号及び承認第1号から承認第2号までは、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがって、議案第 1 号から議案第 24 号及び承認第 1 号から承認第 2 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 西田時雄

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 6 年第 1 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて散会します。

(午前 11 時 16 分)